

北部地域振興交流拠点基本構想策定等支援業務委託に係る企画提案競技 質問への回答

No	質問項目	質問内容	回答内容
1	構成企業と協力企業	JVではなく、協力企業への再委託を予定する場合は、当該協力企業は構成企業、構成員には該当しないため、法人の概要が分かるもの、様式第4号、第5号、第6号及び共同企業体協定書の提出は不要でよろしいでしょうか。	協力企業への再委託先は可能です。 ただし、再委託を行う場合、北部地域振興交流拠点基本構想策定等支援業務委託仕様書の「7 再委託について」の項目に記載のとおり、事前に県に対し必要な事項を報告し、県の承諾を得る必要があります。 再委託の場合、企画提案時に提出が必要は資料はありません。
2	実施要領	一部業務を協力企業に再委託することは可能でしょうか。また、可能である場合、企画提案時に必要な提出書類等がございますでしょうか。	再委託の場合、企画提案時に提出が必要は資料はありません。 なお、企画提案書の「1 実施体制 (2)業務の実施体制」の参考資料として協力企業の概要が分かるものを使うことは差し支えありません。
3	参加資格	「複数の企業で参加する場合」の構成員とは、共同事業体(JV)やSPCの組成を意味しており、再委託先は構成員に該当しないという理解で宜しいでしょうか。	再委託先は含みません。
4	参加資格	参加資格(8)の「令和2年4月1日以後」は、受託にかかっているのか、履行にかかっているのか、どちらでしょうか。同日より前に受託し、同日以後に履行した実績は、該当するでしょうか。	参加資格(8)の「令和2年4月1日以後」は、受託と履行の両方にかかっています。 このため、お問合せの「同日より前に受託し、同日以後に履行した実績」は参加資格に該当しません。
5	提案項目	提案項目の(5)独自提案(任意)については、仕様書に定められていない業務について記載するものであり、仕様書の(1)ア、イ、オ、キ～コや(3)～(6)の実施方法について記載しても、仕様書に定められていない独自業務でなければ評価対象外という理解でよろしいでしょうか。	仕様書に定められている業務であっても、その実施方法等に独自の提案要素があれば評価対象となります。
6	押印の有無	提出する全ての書類について、代表者印の押印は不要という理解でよろしいでしょうか。	いずれも押印は不要です。
7	提案書ページ数	提案書のページ数は、無制限でしょうか。	特段の制限は設けておりません。
8	今後の参加資格について	本業務を受託した場合、今後発注が予想される基本設計業務や実施設計業務の選定に際して、参加できないなどの制約をかけるご想定はあるでしょうか。	今後の業務における事業者の選定について制約を設ける予定はありません。